

松江市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年12月24日付け松江市監査委員告示第11号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年2月20日

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 宮 内 浩 二
松江市監査委員 米 田 ときこ

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
1. 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 （団体に対するもの／健康福祉総務課） （1）社会福祉協議会の理念や提供しているサービスの紹介と活動状況の周知については、様々な媒体を用いて積極的に実施されたい。 （2）令和6年度までに中山間地域や半島部をエリアとしていた複数の在宅福祉サービス事業所を閉鎖された。今後は人材不足を理由とした事業所廃止を行われないよう、有資格者の確保に努められたい。 （3）宍道ゲートボール場の利用料金について、20年以上据え置かれたままである。近隣類似施設の料金体系や物価変動などを勘案した上で、早急に見直しをされたい。	1. 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 （1）社会福祉協議会のサービスや取組み状況が、多くの市民の皆様に伝わるよう、分かりやすい内容で、各種媒体の拡充に努めるよう指導しました。 （2）地域からの需要がある事業については、事業の効率化による事業継続を図られるとともに、処遇改善や社協ならではの地域のネットワークを活かした人材の掘り起こしにより、人材の確保に努めるよう指導しました。 （3）市有施設の使用料金改定を参考とし、近年の光熱費・労務費の上昇などに伴う、各施設の維持管理費増加に対応した、利用者負担を原則とした見直しを図るよう指導しました。

2. 株式会社 サンライズ美保関 (団体に対するもの／観光施設課) (1) 株主総会及び取締役会については、会社法に基づき適切に運営されたい。 (所管課に対するもの／観光施設課) (1) 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館は、施設の老朽化が進行しており、松江市公共施設適正化計画においても施設の機能縮小の方針が示されている。併設のフェリーターミナルを管理する島根県と連携を図りながら協議を進め、期限を定めて早急に今後の施設のあり方を明確にされたい。	2. 株式会社 サンライズ美保関 (1) 株主総会の決議事項及び取締役会の開催については、会社法の定めに基づき適切に運営するよう指導しました。 (1) 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館については、併設するフェリーターミナルを所有する島根県と、今後の施設のあり方について協議を進めているところです。 施設の老朽化が進んでいることから、引き続き、地元関係者の意見を聞きながら、県市一体となって施設のあり方を検討していきます。
--	---